野田市告示第２６６号

屋外広告物法第８条第２項の規定により、野田市長が除却し保管した広告物等について、次のように告示する。

令和８年１０月１５日

野田市長　鈴　木　　有

１．保管した広告物等の名称又は種類及び数量

はり札　　２９枚

２．保管した広告物等が表示され、又は設置されていた場所及び当該広告物等を除却した日時

別紙のとおり

３．当該広告物等の保管を始めた日時及び保管の場所

別紙のとおり

４．その他（返還するために必要と認められる事項）

広告物等を返還する旨を申し出る方は、広告物の所有者等であることが分かる書類等を持参して、下記担当までお越しください。

また、返還には規則で定められた受領書（押印したもの）が必要となります。

※　問合せ先・担当　都市部都市計画課　電話０４－７１２３－１１９３

第九号様式の二（第十六条第二項）

保　管　物　件　一　覧　簿							
整理番号	保管した広告物等		保管した広告物等が放置されていた場所	除却した年月日時	保管を始めた年月日時	保管の場所	備考
	名称又は種類	数量					
8-9-1	立看板 はり札	— 8	境杉戸線～市道７１０７５～２５２２～１５０１～７１３００～結城野田線 関宿台町～関宿江戸町～関宿内町～西高野～柏寺～桐ケ作	令和８年９月１日 午前９時から午後４時	令和８年９月１日 午前９時から午後４時	野田市役所土木部旧補修事務所	
8-9-2	立看板 はり札	— 2	市道１５０２～我孫子関宿線～市道１５１１～２５３８～２５２８～結城野田線～ふれあい中央橋～１５１１ 桐ケ作～古布内～次木～親野井～古布内	令和８年９月１日 午前９時から午後４時	令和８年９月１日 午前９時から午後４時	野田市役所土木部旧補修事務所	
8-9-3	立看板 はり札	— 4	市道１０６１～２１０６４～２１０８１～１１０１９～２０８０～１０５０～２０８０～２３１０～１３７０ 中野台鹿島町～堤台～岩名～春日町～岩名二丁目～岩名一丁目～尾崎～岩名～五木新町～光葉町～桜の里	令和８年９月８日 午前９時から午後４時	令和８年９月８日 午前９時から午後４時	野田市役所土木部旧補修事務所	
8-9-4	立看板 はり札	— 4	市道２１００～２２２２４～２２２２２～２１００～２２３４８ 七光台～谷津～吉春～蕃昌	令和８年９月８日 午前９時から午後４時	令和８年９月８日 午前９時から午後４時	野田市役所土木部旧補修事務所	
8-9-5	立看板 はり札	— 2	野田牛久線～市道４３１２４～野田牛久線～市道１２５２～１２４０～１２５２ 中根～宮崎～大殿井～木野崎～二ツ塚～山崎	令和８年９月１５日 午前９時から午後４時	令和８年９月１５日 午前９時から午後４時	野田市役所土木部旧補修事務所	
8-9-6	立看板 はり札	— 9	市道１２８０～６２３１７～６２３１１～６２３１０～６２３０４～６２３０９～６２３２２ 下三ケ尾～西三ケ尾～二ツ塚	令和８年９月１５日 午前９時から午後４時	令和８年９月１５日 午前９時から午後４時	野田市役所土木部旧補修事務所	